

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十二第

行發日一月十年五十五大

論叢

「中庸」に見はれたる經濟思想 教授 法學博士 田島 錦治

經濟議會としての一種と獨逸經濟委員會 教授 法學士 森口 繁治

不在者課稅論 教授 法學博士 神戸 正雄

流通過程に於ける酒稅の轉嫁 助教授 法學士 沙見 三郎

時論

輸出信用保險について 教授 經濟學博士 小島昌太郎

講演

現今に於ける爲替相場の變動 横濱 正金銀行 法學士 水津 彌吉

說苑

我國財政の變遷 教授 經濟學博士 本庄榮治郎

琉球の慶長役以前 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

資本利子稅の客體に就て 和歌山高等商業學校 教授 經濟學士 小山田 小七

徵兵制度反對宣言に就て 助教授 法學士 作田 莊一

實際賃銀と其測定 講師 經濟學士 蛭川 虎三

法令

續大勞務扶助規則中改正・造幣局合金製造規則・畜產物販賣斡旋及受託販賣獎勵規則・水產增殖獎勵規則

(禁轉載)

誤れる植民政
策の畸形兒 琉球の慶長役以前

山本美越乃

尙圓は王位に即ける翌年先例に則り使者を明に遣し尙徳の訃を報すると共に琉球王としての冊封を請ふた所から、明主憲宗も使者を送り尙徳の靈を祭ると共に尙圓を封じて琉球國中山王とした、當時明主の琉球王に對する態度は如何なるものであつたか、從て又明と琉球との關係は如何なるものであつたかと云ふことを窺ふ一助として、所謂冊封の詔勅なるもの、文言を示すと、

「惟フニ爾克ク海邦ヲ撫有シ皇明ニ臣事シ克ク忠敬ニ篤シ、乃父尙徳王封ヲ紹ギ襲ヒ曾テ未ダ數年ナラザルニ遽焉トシテ薨逝ス、爾家嗣ト爲リ以テ克ク賢ニ象ル、宜シク爵命ヲ受ケ其ノ國人ヲ統ズベシ、茲ニ特ニ正使給事中官榮、副使行人韓文ヲ遣シ詔ヲ齎シ爾ヲ封ジテ琉球國中山王ト爲シ、並ニ爾及ビ妃ニ冠服綵幣等ノ物ヲ賜フ、爾宜シク永ク臣節ヲ堅クシ、益々天心ニ順ヒ常ニ大ニ事フルノ誠ヲ懷キ、以テ先ヲ承クルノ志ヲ廣クスベシ、^{ツ、シ、}欽ヨヤ故ニ諭ス¹⁾。

と云ふが如きものであつた、尙圓の王統を繼ぐや先づ賢臣武實を重用して諸般の法律制度を改正し、且つ大に人材を登用して内政の整理に當らしめた、薩摩の國主島津氏が足利幕府の命を受け

1) 『沖繩一千年史』、一九八乃至一九九頁。

て久しく中絶したる琉球の朝貢を勸誘し來つたのも此の時代であつて、當時免許狀を有せざる船舶にして琉球と交通せるものありしより、島津氏は尙圓王に割符を送り之に合せざるものは交通を禁止せんことを以てした、此の如くして我が國との交通は同王の時に至りて回復することゝなつたが、支那との關係に就いては、琉球の漂流者が船舶修理の爲めに福州に滞在中、人を殺し財物を奪ふ等の不法行爲ありしより端なくも物議を醸し、斯かる弊を生ずるのは畢竟毎年入貢を許し、琉球人の渡來する者多きに過ぐるに因るとして、爾後二年に一貢の制度に改め、且つ其の人員の如きも百人を定例とすることゝなつた、二年一貢を支那に對する正貢とする制度は、此の時から始まつたものであると稱せられて居る。

此の當時に至る迄は實は支那に於ても琉球を全く外國視すべきか、或は又外藩として之を待遇すべきかと云ふことに付いては頗る惑ふて居つたようであつた、現に明主憲宗が立太子の儀禮を行ふた際に、偶ま支那に使ひしつゝありし琉球の使臣等は、朝鮮・安南等に對すると同じく琉球に對しても亦立太子の詔勅を賜はらんことを乞ふたが、明朝の禮部では琉球・日本・占城皆外國なるを以て、外國には立太子の詔勅を賜ひし先例なしとて之を拒むた、然るに憲宗は之に對して琉球は既に久しく支那の王化に遵ふて居る國であると云ふ裁斷を下して、特に詔勅を與へたと云ふが如き例さへもある。

要するに尙圓王の時に至りて琉球の内治外交上に種々の新例が開かれたるのみならず、創めて國王の廟を建て舜天王以來王統を嗣げる者を祭りて先賢に對しては厚く禮を盡くすべきことを一般に示した、彼れは在位僅に七年にして世を去つたに拘らず、其の德望は今に至る迄尙ほ島民間に傳へられて居る。

尙圓の後を承けて弟の尙宣威が位に即いたが、僅に半箇年にして尙圓の嫡子尙眞に位を譲り自らは隱遁した、後土御門帝の文明九年(西曆一四七七年)に叔父の後を嗣いで琉球王となつた尙眞は、先例に據り明の憲宗に父尙圓の計を報ずると共に襲封并に舊の如くに一年一貢の制を許されんことを請ふたが、年貢の制は禮部に於て之れ名を進貢に假つて實は交易の利益を計るものであるとして聽るさなかつた、併し襲封に就いては使臣を遣して左の勅を下した。

『惟フニ爾ノ先世々王封ヲ繼承シ我ガ皇朝ニ事フ、忠敬彌々篤ク乃父尙圓王爵ヲ襲ヒシヨリ效職良ニ勤ム、胡ンゾ圖ラン永年ナラズシテ遽焉トシテ薨逝セントハ、爾家嗣トナリ國人心ヲ歸ス、矧ンヤ克ク賢ニ象ル宜シク爵命ニ膺ルベシ、茲時ニ正使董曼、副使張祥ヲ遣シ詔ヲ齎シ爾ヲ封ジテ琉球國中山王ト爲シ、並ニ爾及ビ妃ニ冠服綵幣等ノ物ヲ賜フ、爾宜シク儉以テ身ヲ修メ保境安民ノ道ヲ勤メ、敬以テ德ヲ養ヒ順天事大ノ心ヲ堅クシ、海邦ノ鎮ヲ作セヨ云々。』

と、(参考の爲めに當時の封冊の詔勅の如何なるものであつたかと云ふことを前に掲げたるもの、

1) 『沖繩一千年史』、二〇四乃至二〇五頁。

他に更に今一の例に依つて示したのであるが、何れも其の文言は大同小異で、琉球王を自己の臣下として命令的に之に臨まんとする態度の表はれて居る點に於ては一である。

尙眞、能く父尙圓の志を繼いで政治に勵精し、在位五十年間に先王の未だ企て及ばなかつた各種の事業を成就し、其の治績頗る顯著なるものがあつた、今其の重なるものを擧ぐれば、先づ外に對しては即位後間もなく使を薩摩に遣して修好を密ならしめ、次で支那及び南洋方面との交通を盛んならしむることに依つて文物の輸入に努め、内に對しては貴賤上下の別を正して儀禮を定め、從來各地に割據して互に攻伐を事とせし按司等を首里城下に召聚して此處に永住せしめ、彼等の武裝を解きて各領地には地頭代なる者を派遣して巡視せしむること、し、祖先の祭祀の如きも遙拜の制を設けて其の領地に歸るの必要なからしめ、一所に聚合居住せしめたる結果は茲に自ら姻戚關係を生ずることに由りて互に反目嫉視して内亂紛争を醸すの原因を絶ち、武器は之を護國の具として専ら外敵防衛の目的にのみ使用せしめ、此の如くして從來の地方分權の制度に代ふるに中央集權の制度を以てし、能く尙家四百有餘年間の太平の基礎を築いた點に於ては、彼れは確かに琉球王朝史上に傑出したる一人物であつたと稱して可い、併し又一方より觀察する時は、彼れの中央集權の制度は唯對內的の太平無事を希ふに急にして、對外的の士氣の訓練に缺くる所があつた爲めに、後年慶長の役には一敗地に塗れて再び起つ能はざる状態に迄陥らしめたとも評

し得よう。¹⁾

以上の他彼れの治世中に三府三十六島の經界を正し、貢租の制を改め、殊に最も慘虐なる殉死の俗を禁止したるが如きは注意すべきことである、從て其の徳政は島民の永く忘るゝ能はざる所のものでありしと見へ、永正六年(西曆一五〇九年)に建立せられた『百浦添欄干之碑』及び大永二年(同一五二二年)に建てられた『國王頌徳碑』にも其の治績が詳記せられ、金石文として今日に傳はつて居ると謂ふことである、之に據るも尙真が深く佛教に歸依したる事、(琉球最大の禪寺圓覺寺・崇元寺及び首里の城門外に今も尙ほ舊跡の一として残れる圓鑑池中の辨財天堂の如きは當時建立せられたものである)、民を愛し租税を軽くし上下和睦したる事、屬島の叛亂を鎮め(明應九年に八重山の會長赤蜂なる者叛し、入貢を絶ちたるのみでなく更に宮古島をも攻めんとするの報ありしより、兵を動かして之を征伐し島民を安堵せしめた功績を指すものである)、交通を熾んにせし事、衣冠の制を定め、刀劍弓矢の屬を國有とし、私鬪を禁じたる事、階級制度を正し秩序を維持せし事、都市を美化し藝術を奨励し音樂繪畫宴遊等により臣庶を和樂せしめし事、支那との交通を頻繁ならしめ文物の輸入を熾んにせし事、殉死を禁止せし事等枚擧に遑なしと、大に其の徳を稱へて居る。

尙真は其の位に在ること五十年の久しきに及んだが、我が後柏原帝の大永六年(西曆一五二六

1) 『古琉球』、二二五頁。

2) 『沖繩一千年史』、二一三頁。

年)に俄かに病の爲めに歿した、長子尙維衡は父尙眞の愛妾の讒誣に困り勘氣を蒙り、次子尙清が其の後を嗣ぐこととなり大永七年に王位に即いたが、例に據つて明の冊封を請ひしを以て、世宗は使臣を遣はして襲封の詔勅を傳へしめた、其の中にも『爾琉球國遠ク海濱ニ在リ久シク聲教ヲ被ル、故ノ國王尙眞夙ニ顯封ヲ紹キ巳ニ四紀ヲ踰ユ、茲ニ薨逝ヲ聞キ屬國封ヲ請フ』とか、『世子尙清德惟レ克ク類ス、衆心ノ歸スル所宜シク國統ヲ承クヘシ、朕篤ク懷柔ノ義ヲ念ヒ敬順ノ誠ヲ嘉ス、特ニ使ヲ遣ハシ詔ヲ齎シ爾ヲ封シテ琉球國中山王ト爲ス』とか、『恪^ツン^シデ臣藩ノ節ヲ盡クシ海邦ヲ保守シ永ク寧謐ヲイタスベシ』と云ふが如き嚴然たる句のあることは從來の例の如くである、尙清王の時代には琉球の内治外交上に特に注意するに足る程の事件はなかつたが、強ひて其の一二を索めるならば、大島征伐の爲めに軍を動かしたる事と、當時九州附近より支那海にかけ海賊即ち倭寇の跋扈が甚だしかつた爲めに、萬一を慮り首里城壁の改修及び那霸港口に堡壘を築いて防備を嚴重にした事等は、其の治世中に於ける重なる事件であつたと言へよう。

尙清の後を承けて世子尙元は弘治二年(西曆一五五六年)に王位に即いたが、翌年支那近海を逐はれし倭寇の來襲に遭ひ、尙元は邀へ撃つて之を殲滅した、倭寇の起原は遠く我が南北朝の當時に溯ることが出来るが、昔への倭寇は朝鮮沿岸より南下して支那海に出でたるものであるに、明朝の初め頃よりは更に琉球・臺灣を経て福建に出で、此處より浙東方面に向ひし爲めに、琉球諸

1) 『沖繩一千年史』、二一四頁。

島間は勿論琉球福建間の航路も彼等に依つて脅やかされた、之が爲めに尙元の王位を繼げる翌年先例に倣ふて明に使を遣し、進貢を爲すと共に製封の事を請ひしも、倭寇の難を恐れて容易に冊封の使節は來なかつたが、永祿五年(西曆一五六二年)に至りて漸く使節の渡來を見、茲に初めて世宗の勅によつて尙元は琉球國中山王に封せられた。

此の如く倭寇の跋扈は支那との交通を妨げたと、且つ入貢の如きも近年明朝は二年一貢の制を固執し、正貢以外には私に貨物を送附することを禁する等、多少通商交通に制限を加へんとする方針を採るに至れるより、他國と通商交通を爲すにあらずんば國力を維持することの困難なる琉球は、新に他に活路を求めざるを得ざることゝなつた、而して其の當然の結果として、從來不即不離の關係を維持し來れる我が國との修好を、一層密ならしめんことに着眼するに至つたのは敢て異とするに足らぬ、恰も當時我が國に於ては島津氏薩摩に據りて近國を平定せるを聞き、尙元は使僧を薩摩に送り賀辭を呈すると共に修好の意を致さしめたが、之に對して島津氏も亦親書を送り、爾來相互の交通は次第に頻繁となつた。

當時琉球より我が國へ使せし者は多くは僧侶であつたが、僧侶が斯かる政治上又は外交上の使命を帯びて渡來したことに就いては、沖繩一千年史の著者は、當時の使僧は本土五山の僧侶と同じく、學界の主宰者であると同時に政治上にも活動して、所謂黒衣の宰相であつた者も少くな

い、殊に沖繩の外交は支那に對しては閩人の歸化せし三十六姓の子孫を登用し、我が本土に對しては五山等に遊學せし學僧を重用したものである、要するに僧侶に俊才の多かつたのは門閥政治の結果である、門地なき者は争亂の時は別とし、太平の時には容易に立身することが出来なかつた、然るに僧侶には門地なるものもなければ出身の區別もない、唯其の學識徳望に依つて位置を得、爲政者の顧問となつたものである、沖繩の當時の使僧も亦此の類ひであつたものであらうと述べて居る。¹⁾

元龜三年尙元の歿するや、翌天正元年(西曆一五七三年)尙元の二子尙永位を嗣ぎ、例に據りて明の冊封を請ふと共に、彼れも亦使僧を薩摩に遣して修好の禮を盡くした、當時琉球とは最も密接な關係を有して居るべき筈であつた薩摩は、藩政多事の爲めに南島のことに深く意を用ゆるの閑なく、又幕府に於ても國內の統一平定に忙しくして遠く琉球を顧みるの遑がなかつた、然るに今や薩藩は隣國の患憂を一掃して、南陲の重鎮たる地位を占むるに至り、又中央に於ても豊臣氏一度出で、國內統一の事業を成就することを得たるより、我が國の南島に對する關係も亦茲に一變せざるを得ざることとなつた、而して其の第一聲は先づ島津義久に依つて放たれた、即ち天正十六年八月島津氏は使者を琉球に遣し尙永に親書を送つたが、其の文意は次の如きものであつた、『方今天下統一シ海内風ニ向フ、而シテ琉球獨リ職ヲ供セズ、關白方ニ水軍ニ命ジ將ニ汝ノ

1) 『沖繩一千年史』、二三四乃至二三五頁。

國ヲ屠ルベシ、今ノ時ニ及ビテ宜シク使ヲ遣シテ罪ヲ謝シ、貢ヲ輸シ職ヲ修メバ則チ國永ク寧カ
ラン、茲ニ特ニ告ゲ示ス」と、併し此の書翰を受けて間もなく尙永は病の爲めに歿した。

天正十七年(西曆一五八九年)尙寧(尙永嗣子なきを以て妹の子位を繼ぐ)の王位に即くと共に琉球は今や次第に國歩多

難の時代に這入つた、先例に従へば王位繼承後間もなく使者を明に遣し、先王の訃を報すると共に襲封を請ふことゝなつて居るのであるが、天正十九年に初めて明に貢使を送りしも、國事多端にして未だ封を請ふの暇なしとの理由を以て、敢て襲封の事を通じなかつた、其の請使を送つたのは慶長四年で、神宗が之を容れて冊封使を遣したのは慶長十一年即ち尙寧の王統を紹ぎしより十八年後のことである、以て如何に重大事件の續出が、此の傳統的の一大國典とも稱すべき冊封問題すらも之を顧みるの閑なからしめたかと云ふことが分る、今や琉球は支那に對する關係よりは我が國に對する關係に於て、事態頗る重大視すべき問題を生ずるに至つた、而して之が解決こそ尙寧の最も力を用ひねばならぬ所のものであつた、故に王位を繼ぐや間もなく使者を薩摩に遣し、文書并に貢物を獻じて修好の禮を盡くすことに努めた、藩主島津氏は尙寧の使者を引見したる後之を伴ふて上郡し、關白秀吉に謁して其の事情を具申した爲めに秀吉も大に悦び、自ら尙寧に書を送つて、數年を出さずして明國を討伐せんとする考へなるを以て、琉球も宜しく出兵して來會するようにと云ふ意を傳へた、島津氏も亦尙寧に書を送つて、關白は既に小田原に克ち、其

の武は八州に暢び其の威は四海に振ふと云ふ有様である、故に各地方物を献じて戰捷を賀するを以て、王も速に方物及び樂工を献すべき旨を告げた、之に對して天正十九年に尙寧は島津氏に書を送り、關白八州に克つと聞き使臣を遣して賀辭を呈するが、弊國は貧困にして方物を献する力なし、樂工を献じて聊か祝意を表せんとす、公我が爲めに宜しく取りなされたしとの旨を答へた、然るに同年島津氏は更に琉球王に書を送つて、關白將に朝鮮を伐たんとし兵を薩摩及び貴國に徴し、兩國の衆を合せて一萬五千人を得んとして居る、予は貴國が軍事に習はざるを知るを以て、送兵のことは之を責めざるも、七千人の十箇月の糧食は之を輸送すべく、明年二月迄に坊津に送り、然る後高麗に達せしむるよう取計らはるべし、又諸侯は軍營を肥前名護屋に築くこと、なり居れり、王は遠く絶海の地に在るを以て來り會するに及ばざるも、宜しく金銀米穀等を送りて其の役を助くべしと通告した、而して秀吉も亦尙寧に書を送り、我卑賤より運に磨りて興り、威武を以て日本を定め、六十餘州は既に掌中に入り、遠近共に朝貢せざるものなきに至つた、然るに爾琉球國は自ら彈丸の地を擁し、險と遠とを恃みて未だ聘貢せず、故に今特に爾に告ぐることは、我將に明春を待つて先づ朝鮮を伐たんとして居る、爾宜しく兵を率ひて來會すべく、若し命を用ひざる時は、先づ乃の國を屠りて玉石俱に之を焚くべし、と云ふ嚴命を下した。¹⁾

尙寧は此の書に接して大に驚き、私に使臣をして秀吉の書を齎し之を明朝に告げしめた、其の

1) 『沖繩一千年史』、三五四頁以下。
『通俗琉球史』、二二八頁以下。

命に従はんか之に應ずべき準備と實力とを有せざるを如何にせん、其の命に従はざらんか屠民焦土の辱しめを受くるを如何にせん、進退兩難に陥れる琉球王の終に明主の力を借らんとしたるは、右手に支那と携へ左手に我が國と結ばんとせる所謂二股主義の琉球の傳統的政策の齎せる自然の結果とは謂へ、當時の琉球王の苦衷又憐むに堪ゑたるものがあつた、尤も事態を此の如く重大ならしめたることに付いては、固より島津氏も其の責任の一部を免るゝことを得ない、何となれば當時琉球は支那との通商交通に於ても前述の如くに二年一貢の制限を受け、加ふるに近年倭寇の跋扈の爲めに、夫れすら幾多の危険を冒さざるべからざる状態に在りしを以て、内に開發すべき富源を有せざる琉球の國帑は今や昔日の如き餘裕を存しない、のみならず尙真王の時代に國內の紛争を防止せんとするの主旨より廢刀令を布き、爾來専ら『守禮の邦』として寧ろ之を誇りとするの風ありしより、武力を用ひて他を征服せんとするが如きことは、當時の琉球人の到底爲し得ざりし所であるからである、現に島津氏よりの來書に對して尙寧自ら此の事實を包む所なく率直に告白して、關白に然るべく取りなしを乞ふて居る、即ち天正十九年八月尙寧は島津義久に書を送り、『關白八州に克つと聞き茲に建善寺大龜和尚・茂留味里大屋子を遣して之を賀す、弊邑困悴の故を以て方物を輸すること能はず、樂工を献じ聊か以て儀と爲さん、公其れ我が爲めに辭せよ』と述べ、又文祿二年にも義久が尙寧の貢賦を怠り舊典を闕ける罪を責め、諭すに太閤の威力

を以てしたるに對し、翌三年尙寧は義久に書を送り『命するに高麗の役を以てせらるゝも弊邑堪えざるを以て諒察是れ祈る、若し夫れ兩國和親の約は永く渝ること勿れ、固より願ふ所なり云々』と答へて居る。

是に依りて觀れば、琉球王が其の微力にして到底後援を爲すの實力なきことを訴ふるに拘らず、島津氏は其の哀訴に耳を籍さず、又秀吉に對しても琉球の實情を通せざりしより、終に彼れの激怒を招くに至つたものであるとも言へる、併し之と同時に琉球王の態度にも亦誠實を缺く所があり、決して非難の餘地のないものではなかつたと云ふことも事實である、其の理由は、秀吉の最後の通牒に接するや、尙寧は私に之を明主に通じて其の助けを借らんとしたるのみならず、權臣謝名の言を容れて其の後は答禮をも爲さなかつたと云ふことは、『守禮の邦』としては有り得べからざること、謂はゞ我れを侮辱するが如き感を與へしめたることが、少くとも事態を益々惡化せしむる一原因となつたのは言ふ迄もないからである。

是等の點に關して『沖繩一千年史』の著者が、秀吉と琉球王の中間に介在して重大なる傳令の任に當りし島津氏の誠意を疑ひ、『琉球を内地の諸侯と同一視して選擇所なき取扱ひの下に置かんとしたるは秀吉の態度にして、彼れが琉球王を參洛せしめんとしたるも、名護屋築城の工役を賦課せんとしたるも、將た又征明の出兵を命せんとしたるも、皆此の態度を示したるものに他なら

1) 『沖繩一千年史』、三五七頁。

ぬ、而して秀吉が此の如き古今に超越したる態度を以て琉球に臨まんとしたる時に、之を傳命して其の實行を促すべき任務を負ひたる島津氏は、彼れの琉球に對して特殊の利益を有する既往の關係より、仲介者としての彼れ自身の位置を傷けざる範圍に於て、出來得る限り秀吉の命令を割引して其の遂行を促さんとした、琉球の使者が激越なる文字を含める秀吉の答書を得たる時にも、其の改作に斡旋し、秀吉の証明の出兵を命じたるに對しても、「以貴國素不習軍事不責送兵」云々と言ひ、又琉球王自身の參洛を促したる秀吉の命令に對しても、「輸貢修職則國永寧矣」と言へるは之が爲めであつた云々、と評して居るのは一理ある觀察であり、又幣原坦博士の『南島沿革史論』中に、慶長の役の原因を以て専ら來聘の禮を失したるに在りとなせるに反對して、『慶長前は未だ主従の關係明ならず、且つ島津氏の來簡にも我れ貴國と兄弟の約ありとあるが如く、全く對等に隣交を修めしことは當時の往復文書に依りて明かなれば、單に隣交の禮を失するを以て此の戰役を起せりとば速斷し得ない』²⁾との斷案を下せる點に於ても吾人は同感であるが、併し有名なる琉球史『球陽』の一本に『本國素より薩州と隣交を爲し綾船(琉球の貿易船にして一に文船とも云ふ)往來今に百有餘年に至る、奈何せん權臣謝名の言を信じ遂に聘問の禮を失す、是に由り太守家久公特に樺山氏平田氏等を遣し來りて本國を伐つ、小大に敵し難く寡衆に勝たず、王彼れの帥軍に従ひ薩州に到る、王薩州に留ること已に二年を経たり、』云々とあるを評して、『其の

1) 『沖繩一千年史』、三六六頁。

2) 同書、三七四頁。

原因を以て専ら權臣謝名の聘問の禮を失するに歸するも、(畢竟、恐くは前述の幣原博士の説の根據も此の邊から出て居るものであらう。許田氏も『通俗琉球史』中に同一の説を述べて居る。)真相を穿てりとは言ひ難し、當時薩州の内訌既に息み三州は平定せられて内顧の患なく、天下は徳川幕府の樹立と共に雍熙の氣運に向ひて大なる後援者を得たれば、之より多年の宿望たる圖南の鵬翼を伸ばすことは、之れ豫定の行動を取れるものである、假令謝名の排薩親明の政策なしとするも、明の貿易の巨利を獲んが爲めに琉球の内治に干渉せんことは、彼等に取ては最も必要なる處置であつた、仍て口實を設けて膺懲の師を起したのは積年の計畫であつたのであらう』¹⁾と論じて居る點には、直ちに同意を表することは出来ぬ。

此の説に據れば、琉球の運命に一大變化を齎したる慶長の役は、全く島津氏が當時明と貿易して巨利を博せる琉球を自己の藥籠中に收め、其の利益を横取せんとする野心が原因を成して居ると云ふことゝなり、即ち責任の全部を島津氏に嫁せんとするものであるが、併し之は決して公平なる批判と言ふを得ない、海洋中の孤立無援の一小島國に對して大軍を動かし、恰も赤子の手を振ぢるが如き行動に出でたる島津氏の態度に就いては辯護の餘地はないが、琉球に於ても島津氏よりの度々の來書に對しても亦關白秀吉よりの來書に對しても、尙寧は如何に答ふべきかに苦んだ結果でもあらうが、又一方には權臣謝名鄭廻(許田泉村氏は其の著『通俗琉球史』中に、彼れを純粹の支那系統で北京の國子監に政治を學んだ人であるから、明代の文化を謳歌し大なる支那黨で

1) 『沖繩一千年史』 三七三頁。

あつたと評して居る)の言に迷はされて何等の回答を爲さず打捨て、置いたのみでなく、却て秀吉に征明の意のあることを明主に通ずると云ふが如き態度をとつた、又糧食の輸送に就いても、島津氏より督促急なるより漸く要求額の半ばを送りしも、其の後は要求に應じなかつた、然るに征明の師は秀吉の計に依りて終りを告げ、次で徳川家康の江戸開府後、島津氏は當時鹿兒島に滞在せる琉球人報恩寺の僧を招き、天下の形勢を告げて速かに徳川幕府に朝貢すべきよう歸りて琉球王に説かしたるも、尙寧は之をも却けて應じなかつた、故に島津氏は更に慶長九年に琉球王に書を送り、速かに朝貢すべく若し險を恃んで順はずんば、將軍の命に依り征船を送るの他なきことを以てしたるに、之に對しても亦尙寧は何等の返答をしなかつた、(のみならず皮肉にも慶長十一年には尙寧に對する支那の冊封の禮さへ行はれた)、茲に於てか島津氏も遂に琉球問責の師を動かさんとしたのであるが、家康の命に従ひ更に家臣を琉球に遣し、徳川幕府に對して朝貢の禮をとるべき旨を再諭し、又幕府に於ても明の商船の我が國に來らざること既に久しきを以て、琉球王を介して明との貿易を復舊せんことを求めたるも、之亦尙寧の顧みる所とならなかつた、此の如くして慶長十三年に至り島津氏は使者をして琉球王に最後の通牒を齎さしめ、重ねて朝貢の禮を盡くすべきことを勸説したるも、謝名等は固く之を拒絶したるのみならず、其の使者に對して侮辱を加ふる等の非禮を敢てしたるより、遂に茲に國交の斷絶を來し、翌慶長十四年琉球史上

に一大轉期を劃すべき島津氏の琉球征伐の決意を實行せしむること、なつたのである。

以上の史實に據つて其の間の消息を察するに、當時琉球に於ける所謂識者階級に屬する者は、一方に佛教徒たる僧侶と、他方に儒教徒たる支那留學生なる者があつて、佛教は既に尙泰久王の條下に於て述べたるが如くに殆ど我が國の僧侶の力に依りて琉球に傳播するに至れる所より、佛教の研究者は多くは我が國に渡來し、從て琉球の留學僧なる者は識者階級中の親日主義者であつたが、之に反して儒教の研究者は支那に留學して其の恩顧を受け、且つ彼の地の事情に通せる所より、自然識者階級中の親支主義者であつたことは疑ふべからざる所である、(斯かる關係あるを以て、吾人は前に尙泰久王の條下に琉球の佛教傳來の事に就いて一言して置いた譯である)而して是等の兩派は泰平無事の日には兎に角、一朝日支兩國に關係を有する問題に遭着する時は、互に對峙して其の利害得失を論争したものであらうと云ふ事は想像するに難くない、¹⁾此くして尙寧の時には偶々親支主義者中の巨頭謝名鶴廻が君側に侍して其の權勢を恣にせし所より、彼れの排日親支の説が尙寧をして我が國に對する非禮の行爲をも敢てせしむるに至つたものであるとの觀察は、決して道理なきものではない、故に斯かる意味に於て慶長の役の責任の一部は、又當然琉球王の負ふべきものであるとの見解は立派に成り立ち得るのである。

(未完)

1) 『琉球』第二編、二一頁。